

第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画(案)の策定について

障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画である「杉並区障害福祉計画(案)」及び「杉並区障害児福祉計画(案)」について、以下のとおり策定する。

1 策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国が定める基本指針に即して「第6期杉並区障害福祉計画(案)」及び「第2期杉並区障害児福祉計画(案)」を策定する。なお、障害者基本法に規定する障害者計画である「杉並区障害者計画」を内包する「杉並区保健福祉計画」(平成30年度～令和3年度)等の計画との整合を図った計画内容とする。

2 計画期間等

令和3年度から令和5年度まで(3年間)

なお、杉並区基本構想、総合計画等が令和4年度を始期として策定されるため、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行うこととする。

3 計画案の概要(計画案は資料1、2のとおり)

国が定める基本指針に即し、また、区の現状を踏まえ、次の3つの成果目標及び成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み等を設定する。

(1) 就労支援の充実

福祉施設から一般就労への移行等に係る目標を設定する。

(2) 地域連携による相談支援体制等の充実

相談支援体制の充実・強化等、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の入所者の地域生活への移行及び障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る目標を設定する。

(3) 障害児支援の充実

障害児支援の提供体制の整備等に係る目標を設定する。

4 今後の主なスケジュール(予定)

令和2年12月 区民等の意見提出手続(12月1日から令和3年1月4日まで)

令和3年2月 計画の決定、保健福祉委員会報告

3月 計画の公表

第6期杉並区障害福祉計画・ 第2期杉並区障害児福祉計画(案)

概要版

(令和3年度～令和5年度)

杉並区

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定により、区市町村は、国が定める基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）を定めるものとされています。

このことに伴い、国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に則した計画として、「第6期杉並区障害福祉計画(案)」及び「第2期杉並区障害児福祉計画(案)」の策定を行います。

計画の基本的な考え方

- 国の基本指針に即して、令和3～5年度の成果目標（必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）及び活動指標（成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み等）を定めます。
- 障害者基本法に規定する障害者計画である「杉並区障害者計画」を内包する「杉並区保健福祉計画」（平成30年度～令和3年度）等の計画との整合を図りながら策定します。

計画の推進に向けて

1 計画の推進のために

- 計画の推進に当たっては、障害者、障害者関係機関・団体、事業者などの地域を構成する様々な主体が連携し、協力し合いながら、一丸となって取り組んでいきます。
- 障害者福祉分野だけでなく、高齢者、子ども、健康推進、教育、医療、雇用等、分野の枠にとらわれず、総合的かつ横断的に施策を展開していきます。

2 計画の点検と評価

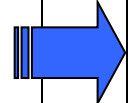
- 各種施策の進捗状況、成果目標等の達成状況について、定期的に状況を把握し、点検と評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直すPDCAサイクルを実施します。
- 点検と評価に当たっては、「地域自立支援協議会」及び「障害者福祉推進連絡協議会」等に報告し、意見交換をしながら進めていきます。

成果目標

令和3～5年度の成果目標(必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標)は、国の基本指針に即して、次のとおりとします。

【参考】障害者計画(平成30～令和3年度) ※計画最終年度である令和3年度に改定予定	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度) (現行計画)	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度) (策定案)	【参考】国の基本指針 (令和3～5年度)
<p>施策I 障害者の社会参加と就労機会の充実</p> <p>視点1 日中活動の場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重度障害者通所施設の整備 ②障害者通所施設等の運営支援 ③中途障害者の支援 <p>視点2 就労支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ④障害者の就労促進 ⑤多様な職場体験 ⑥職場定着支援 ⑦障害者施設の工賃アップ支援 <p>視点3 社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧移動のための支援の充実 ⑨コミュニケーション支援の充実 ⑩文化・スポーツ活動等の推進 ⑪社会参加の促進への支援の充実 	<p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成32年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度の29人から60人(平成28年度の2.1倍)にします。 ○ 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度の174人から212人(平成28年度の1.2倍)とします。 ○ 平成32年度末までに就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を50%とします。 ○ 各年の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とします。 	<p>成果目標</p> <p>(1) 就労支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度の61人から78人(令和元年度の1.28倍)にします。</u> ○ <u>令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数を、令和元年度の53人から69人(令和元年度の1.30倍)にします。</u> ○ <u>令和5年度の就労継続支援事業から一般就労への移行者数は、A型事業については令和元年度の1人から2人(令和元年度の2倍)、B型事業については令和元年度の5人から6人(令和元年度の1.20倍)にします。</u> ○ <u>令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち就労定着支援事業を利用する方の割合を60%にします。</u> ○ <u>就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の75%にします。</u> 	<p>以下の指針に即して、区の計画案を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 ○ 就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。 ○ 就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。 ○ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ○ 就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【参考】障害者計画(平成30～令和3年度) ※計画最終年度である令和3年度に改定予定	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度) (現行計画)	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度) (策定案)	【参考】国の基本指針 (令和3～5年度)
施策Ⅱ 障害者の地域生活支援の充実	成果目標	成果目標	以下の指針に即して、区の計画案を策定
視点1 共生社会の実現に向けた権利擁護の推進 ①権利擁護の普及啓発 ②虐待防止の推進 ③成年後見制度等の利用促進 ④「心のバリアフリー」の推進			
視点2 地域連携による相談支援体制等の充実 ⑤相談支援体制の充実		(2) 地域連携による相談支援体制等の充実 ○ <u>総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。</u>	○ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
⑥地域生活支援拠点の整備	○ 平成30・31年度に地域の関係機関が分担して支援拠点の機能を担える仕組みについて、地域自立支援協議会等において検討し、平成32年度までに地域生活支援拠点を1か所整備します。	○ <u>地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、継続的に運用状況を検証・検討します。</u>	○ 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
⑦地域生活への移行促進と定着支援	○ 平成28年度末の施設入所者293人のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数を、36人(平成28年度末入所者の12.3%)とします。 ○ 平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点の293人から25人削減して268人(平成28年度末入所者の8.5%削減)にします。 ○ 国が目標にした「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を踏まえ、退院後の精神障害者の生活を支援する体制の構築に向けて、地域自立支援協議会の専門部会を中心に引き続き協議するとともに、精神科病院も含めた関係機関との連携を検討します。	○ <u>令和元年度末の施設入所者数273人のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を27人(令和元年度末の施設入所者の9.9%)とします。</u> ○ <u>令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の273人から27人削減して246人(令和元年度末入所者の9.9%削減)にします。</u>	○ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。令和2年度末において、令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値に加えた割合以上を目標値とする。 ○ 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。令和2年度末において、令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
⑧地域の支援力強化に向けた取組の推進		○ <u>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。</u>	○ 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
視点3 住まいの確保と支援 ⑨住まいの確保と支援 ⑩地域で住み続けるための支援			



【参考】障害者計画(平成30～令和3年度) ※計画最終年度である令和3年度に改定予定	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度) (現行計画)	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度) (策定案)	【参考】国の基本指針 (令和3～5年度)
視点4 日常生活の支援 ⑪短期入所等の拡充 ⑫重度障害者の在宅支援サービスの実施 ⑬成人期発達障害者支援の充実 ⑭障害者の疾病予防と健康増進			
視点5 安全安心な地域生活の確保 ⑮地域での見守りの推進 ⑯災害時の支援体制の充実 ⑰緊急時に対応する事業の充実			
施策Ⅲ 障害児支援の充実	成果目標	成果目標	以下の指針に即して、区の計画案を策定
視点 障害児支援の充実 ①障害児の発達相談 ②療育支援の充実		(3) 障害児支援の充実	
③地域支援の充実 ④障害児保育の実施 ⑤学童クラブの整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を2か所以上設置します。 ○ 平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。 ○ 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を実施する事業所を平成28年度末の1か所から増設を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を3か所以上にします。 ○ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の充実を図ります。 ○ 「区立こども発達センター」と地域の関係機関との連携により保育所等訪問支援等を引き続き実施し、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ○ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 ○ 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 ○ 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

活動指標

令和3～5年度の活動指標(成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み等)は、現在の利用実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、次のとおりとします。

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○訪問系サービス			
居宅介護 (身体介護)	279人 4,051時間	284人 4,186時間	289人 4,320時間
居宅介護 (家事援助)	185人 1,194時間	185人 1,194時間	185人 1,194時間
重度訪問介護	37人 12,331時間	38人 12,935時間	40人 13,539時間
行動援護	17人 688時間	17人 688時間	17人 688時間
同行援護	160人 3,645時間	170人 3,872時間	180人 4,100時間
重度障害者等包括 支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
○日中活動系サービス			
生活介護	730人 14,710人日分	736人 14,830人日分	742人 14,951人日分
自立訓練 (機能訓練)	5人 79人日分	5人 79人日分	5人 79人日分
自立訓練 (生活訓練)	36人 614人日分	36人 614人日分	36人 614人日分
就労移行支援	102人 1,882人日分	104人 1,903人日分	107人 1,923人日分
就労継続支援A型	40人 775人日分	40人 775人日分	40人 775人日分
就労継続支援B型	890人 13,078人日分	899人 13,102人日分	907人 13,125人日分
就労定着支援	50人 80人日分	64人 103人日分	86人 138人日分
療養介護	49人	49人	49人

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	148人	151人	154人
	530人日分	570人日分	610人日分
短期入所(医療型)	16人	17人	17人
	67人日分	68人日分	69人日分
○居住系サービス等			
自立生活援助	5人	5人	6人
共同生活援助(グループホーム)	426人	445人	465人
施設入所支援	258人	252人	246人
地域生活支援拠点 等	設置1所 検証・検討1回	設置1所 検証・検討1回	設置1所 検証・検討1回
○相談支援			
計画相談支援	642人	642人	642人
地域移行支援	5人	5人	6人
地域定着支援	4人	5人	5人
○障害児通所支援、障害児相談支援等			
児童発達支援	1,080人	1,130人	1,180人
	4,560人日分	4,860人日分	5,160人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	13人日分	13人日分	13人日分
	453人 4,141人日分	457人 4,179人日分	461人 4,216人日分
保育所等訪問支援	29人	32人	35人
	36人日分	42人日分	49人日分
居宅訪問型児童発達支援	4人	4人	4人
	20人日分	20人日分	20人日分
障害児相談支援	210人	212人	214人
医療的ケアに係る コーディネーター数	0人	0人	1人

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	51人	51人	51人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援 ※一月当たり	5人	5人	6人
精神障害者の地域定着支援 ※一月当たり	4人	5人	5人
精神障害者の共同生活援助 ※一月当たり	71人	74人	78人
精神障害者の自立生活援助 ※一月当たり	5人	5人	6人
○相談支援体制の充実・強化のための取組			
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	96件	120件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	8回	8回
○障害福祉サービスの質を向上させるための取組			
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	66人	71人	76人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	0回	1回
○発達障害者等に対する支援			
ピアサポートの活動への参加人数	96人	120人	144人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	4人	4人	5人

第6期杉並区障害福祉計画

第2期杉並区障害児福祉計画

令和3～5年度（2021～2023年度）

（案）

杉 並 区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進に向けて	3

第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状

1 障害者数の状況	4
2 サービスの利用状況等	9

第3章 障害福祉施策の体系

1 障害福祉施策の体系	1 2
-------------------	-----

第4章 計画の成果目標と活動指標

1 成果目標	1 5
2 活動指標	2 3
3 地域生活支援事業	3 7

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)第88条の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」といいます。)を定めるものとされています。また、児童福祉法第33条の20の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」といいます。)を定めるものとされています。

このことに伴い、国の基本指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に則した計画として、「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の策定を行います。

2 計画の位置付け

(1) 「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の位置付け

「第6期杉並区障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

また、「第2期杉並区障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

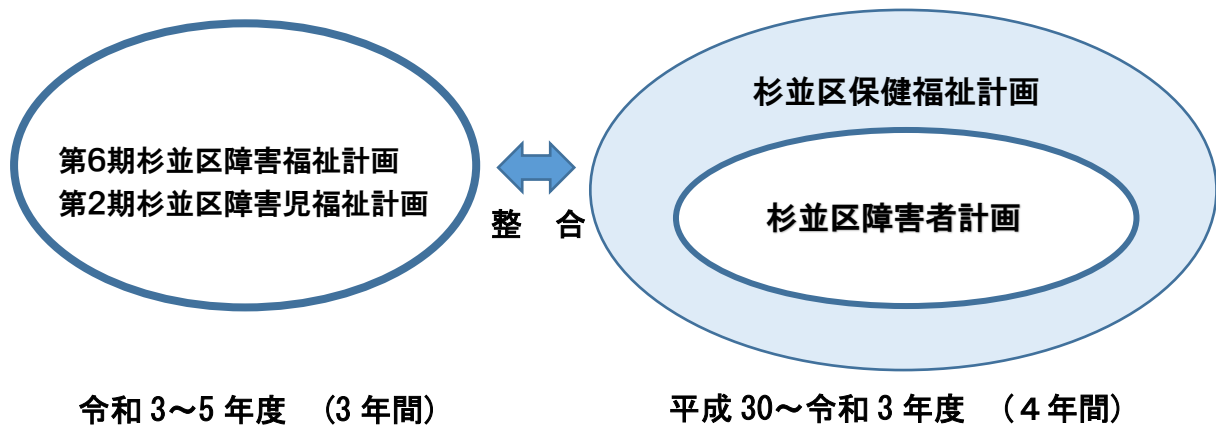
区では、「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

(2) 他の計画との整合

「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」は、障害者基本法に規定する障害者計画である「杉並区障害者計画」を内包する「杉並区保健福祉計画」等の計画との整合を図りながら策定します。

(参考)「杉並区障害者計画」との関係

	第6期杉並区障害福祉計画 第2期杉並区障害児福祉計画	杉並区障害者計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20	障害者基本法第11条
趣 旨	国の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標などを定める計画	障害者の状況等を踏まえた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画
位置付け	杉並区保健福祉計画と整合を図りながら策定	杉並区保健福祉計画に包含して策定
計画期間	令和3～5年度（3年間） ※国の基本指針による	平成30～令和3年度（4年間） ※杉並区保健福祉計画による

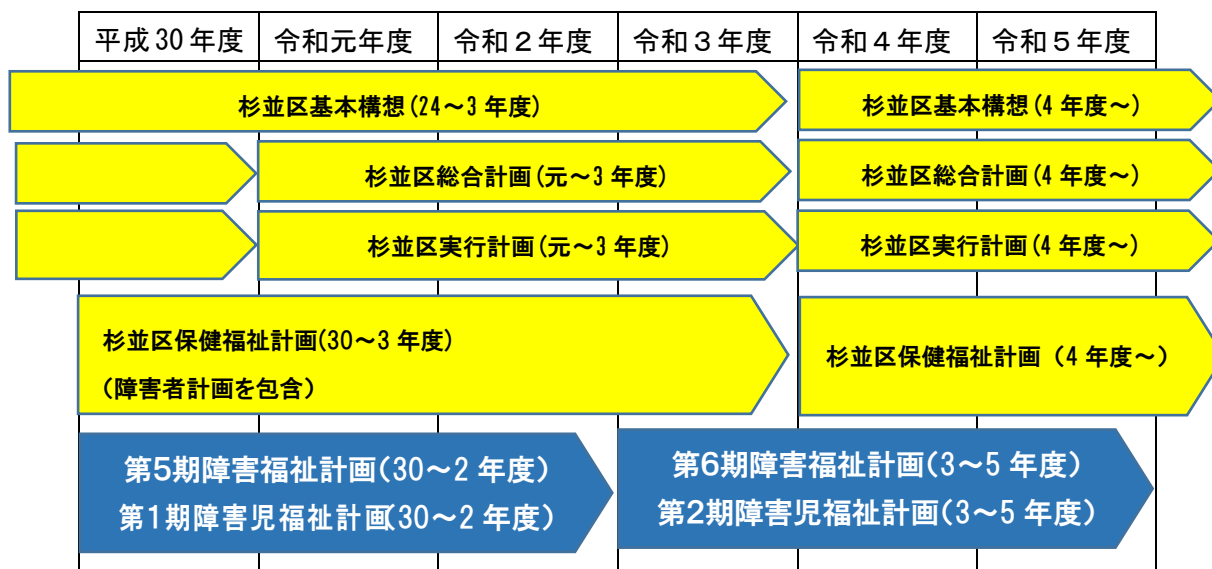


3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、杉並区基本構想、総合計画等が令和4年度を始期として策定されます。このため、必要に応じて、計画期間中においても「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の見直しを行うこととします。

各関連計画の期間は、次のとおりです。



4 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進のために

- 計画を推進するに当たっては、障害者、障害者関係機関・団体、事業者などの地域を構成する様々な主体が連携し、協力し合いながら、一丸となって取り組んでいきます。
- 障害福祉分野だけでなく、高齢者、子ども、健康推進、教育、医療、雇用等、分野の枠にとらわれず、総合的かつ横断的に施策を展開していきます。

(2) 計画の点検と評価

- 各種施策の進捗状況、成果目標等の達成状況について、定期的に状況を把握し、点検と評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直すというPDCAサイクルを実施します。
- 点検と評価に当たっては、「地域自立支援協議会」及び「障害者福祉推進連絡協議会」等に報告し、意見交換をしながら進めていきます。

第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状

1 障害者数の状況

身体障害者手帳の所持者数は、過去5年で減少傾向があり、令和2年度は12,700人となっています。知的障害の「愛の手帳」所持者は、年々増加しており、令和2年度は2,636人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、大幅に増加しており、令和2年度は4,325人となっています。

(1) 障害者手帳所持者数の推移

手帳種別	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①身体障害者手帳	人数(人)	13,564	13,467	12,730	12,576	12,700
	対人口構成比(%)	2.47	2.42	2.26	2.20	2.20
②愛の手帳	人数(人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636
	対人口構成比(%)	0.42	0.43	0.44	0.45	0.46
③精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325
	対人口構成比(%)	0.60	0.64	0.65	0.68	0.75
手帳所持者(①+②+③)合計	人数(人)	19,191	19,407	18,821	19,027	19,661
	対人口構成比(%)	3.49	3.49	3.35	3.33	3.41
人口	人数(人)	549,998	555,897	562,065	571,512	576,093

※ 各年4月1日現在。ただし、精神障害者保健福祉手帳は3月31日現在を4月1日に読み替えています。

※ 平成29年度までは、身体障害者手帳所持者で重複障害の方は、それぞれの障害種別ごとに人数を計上していますので、手帳所持者実人数より多くなっていますが、平成30年度以降は、手帳所持者実人数となっています。なお、平成29年度以前と同様の集計によれば、平成30年度は13,291人、令和元年度は13,196人、令和2年度は13,323人です。

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
18 歳未満	人数(人)	329	335	312	334	314
	構成比 (%)	2.43	2.49	2.45	2.66	2.47
18 歳～64 歳	人数(人)	3,984	3,926	3,780	3,705	3,860
	構成比 (%)	29.37	29.15	29.69	29.46	30.39
65 歳以上	人数(人)	9,251	9,206	8,638	8,537	8,526
	構成比 (%)	68.20	68.36	67.86	67.88	67.14
総数	人数(人)	13,564	13,467	12,730	12,576	12,700

<障害程度別>

障害程度	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	人数(人)	5,053	5,040	4,967	4,431	4,432
	構成比 (%)	37.25	37.42	37.37	33.57	33.26
2 級	人数(人)	2,035	1,975	1,947	1,884	1,938
	構成比 (%)	15.00	14.67	14.65	14.28	14.55
3 級	人数(人)	2,250	2,216	2,169	2,347	2,328
	構成比 (%)	16.59	16.46	16.32	17.79	17.47
4 級	人数(人)	3,049	3,034	2,992	3,210	3,261
	構成比 (%)	22.48	22.53	22.51	24.32	24.48
5 級	人数(人)	620	640	647	695	709
	構成比 (%)	4.57	4.75	4.87	5.27	5.32
6 級	人数(人)	557	562	569	629	655
	構成比 (%)	4.11	4.17	4.28	4.77	4.92
総数	人数(人)	13,564	13,467	13,291	13,196	13,323

＜障害種類別＞

障害種類	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
肢体不自由	人数(人)	6,579	6,425	6,225	6,088	6,093
	構成比 (%)	48.50	47.71	46.84	46.14	45.73
内部障害	人数(人)	4,742	4,799	4,822	4,850	4,924
	構成比 (%)	34.96	35.64	36.28	36.76	36.96
視覚障害	人数(人)	979	968	953	949	978
	構成比 (%)	7.22	7.19	7.17	7.19	7.34
聴覚・平衡 機能障害	人数(人)	992	999	1,099	1,022	1,035
	構成比 (%)	7.31	7.42	8.27	7.74	7.77
音声・言語、 咀嚼機能障害	人数(人)	272	276	192	287	293
	構成比 (%)	2.01	2.05	1.44	2.17	2.20
総数	人数(人)	13,564	13,467	13,291	13,196	13,323

(3) 愛の手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
18 歳未満	人数 (人)	533	566	583	605	629
	構成比 (%)	22.93	23.54	23.78	23.71	23.86
18 歳 ～64 歳	人数 (人)	1,624	1,664	1,699	1,767	1,816
	構成比 (%)	69.88	69.22	69.29	69.24	68.89
65 歳以上	人数 (人)	167	174	170	180	191
	構成比 (%)	7.19	7.24	6.93	7.05	7.25
総数	人数 (人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636

<障害程度別>

障害程度	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 度	人数 (人)	71	73	71	72	71
	構成比 (%)	3.06	3.04	2.90	2.82	2.69
2 度	人数 (人)	667	679	696	716	750
	構成比 (%)	28.70	28.24	28.38	28.06	28.45
3 度	人数 (人)	606	614	610	633	635
	構成比 (%)	26.08	25.54	24.88	24.80	24.09
4 度	人数 (人)	980	1,038	1,075	1,131	1,180
	構成比 (%)	42.17	43.18	43.84	44.32	44.77
総数	人数 (人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
65 歳未満	人数 (人)	2,924	3,132	3,232	3,455	3,855
	構成比 (%)	88.53	88.57	88.82	88.61	89.13
65 歳以上	人数 (人)	379	404	407	444	470
	構成比 (%)	11.47	11.43	11.18	11.39	10.87
総数	人数 (人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325

<障害程度別>

障害程度	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	人数 (人)	181	208	221	217	231
	構成比 (%)	5.48	5.88	6.07	5.57	5.34
2 級	人数 (人)	1,634	1,733	1,781	1,924	2,140
	構成比 (%)	49.47	49.01	48.95	49.34	49.48
3 級	人数 (人)	1,488	1,595	1,637	1,758	1,954
	構成比 (%)	45.05	45.11	44.98	45.09	45.18
総数	人数 (人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325

(5) 難病医療費等助成認定者数の推移

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成認定者	人数 (人)	5,050	5,194	4,424	4,715	4,724

2 サービスの利用状況等

平成 25 年 4 月に設置した障害者地域相談支援センター（すまいる）の周知が進み、令和元年度には 27,000 件を超える相談実績がありました。

また、サービスを必要とする利用者への「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の作成率は、100%となりました。

なお、障害福祉サービス等の給付費は年々上がっており、令和元年度の障害福祉サービス等の給付費は 59 億 3,780 万円で平成 27 年度の給付費の約 1.2 倍に、障害児を対象としたサービス等の給付費は 10 億 6,403 万円で平成 27 年度の給付費の約 1.4 倍となっています。

（1）相談件数の推移

<相談件数>

(件)

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	29,524	30,263	26,652	28,143	27,274

<障害種別相談件数(重複あり)>

(件)

障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害	1,821	1,141	884	953	841
重症心身	3	2	0	0	0
知的障害	7,781	16,621	7,629	8,778	8,468
精神障害	20,573	32,443	19,191	20,037	19,652
発達障害	1,486	3,694	1,853	1,471	1,838
難病	187	111	171	169	67
高次脳機能障害	342	272	251	278	180
その他	813	1,462	1,007	991	657

＜支援内容別相談件数＞

(件)

障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福祉サービス利用	6,880	6,530	5,280	6,724	6,705
障害理解	949	1,122	1,262	950	1,195
健康・医療	3,704	2,559	2,020	3,000	3,526
情緒安定	3,944	7,298	7,699	5,294	4,052
保育・教育	27	27	15	19	23
家族・人間関係	2,060	1,721	2,283	2,298	2,519
家計・経済	1,070	719	384	697	711
生活・技術	2,243	1,496	1,474	2,088	2,087
就労	1,717	1,513	1,071	1,062	986
社会参加・余暇	5,241	5,449	3,737	4,791	5,128
権利擁護	198	126	48	165	246
その他	1,491	1,703	1,379	1,055	96

(2) 計画作成実績の推移

※各年度末時点

計画種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービス等 受給者数 (人)	2,691	2,696	2,719	2,818	2,873
サービス等利用計画 作成済者 (人)	2,379	2,622	2,717	2,818	2,873
サービス等利用計画 作成率 (%)	88.4	97.3	99.9	100.0	100.0
障害児通所支援受給 者数 (人)	1,046	1,425	1,563	1,187	1,559
障害児支援利用計画 作成済者 (人)	1,046	1,425	1,563	1,187	1,559
障害児支援利用計画 作成率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) サービス支給決定者数の推移

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービス支給決定者数	2,930	2,998	2,948	3,083	3,090
障害児通所支援支給決定者数	1,336	1,462	1,647	1,687	1,672

(4) 障害福祉サービス等給付費の推移

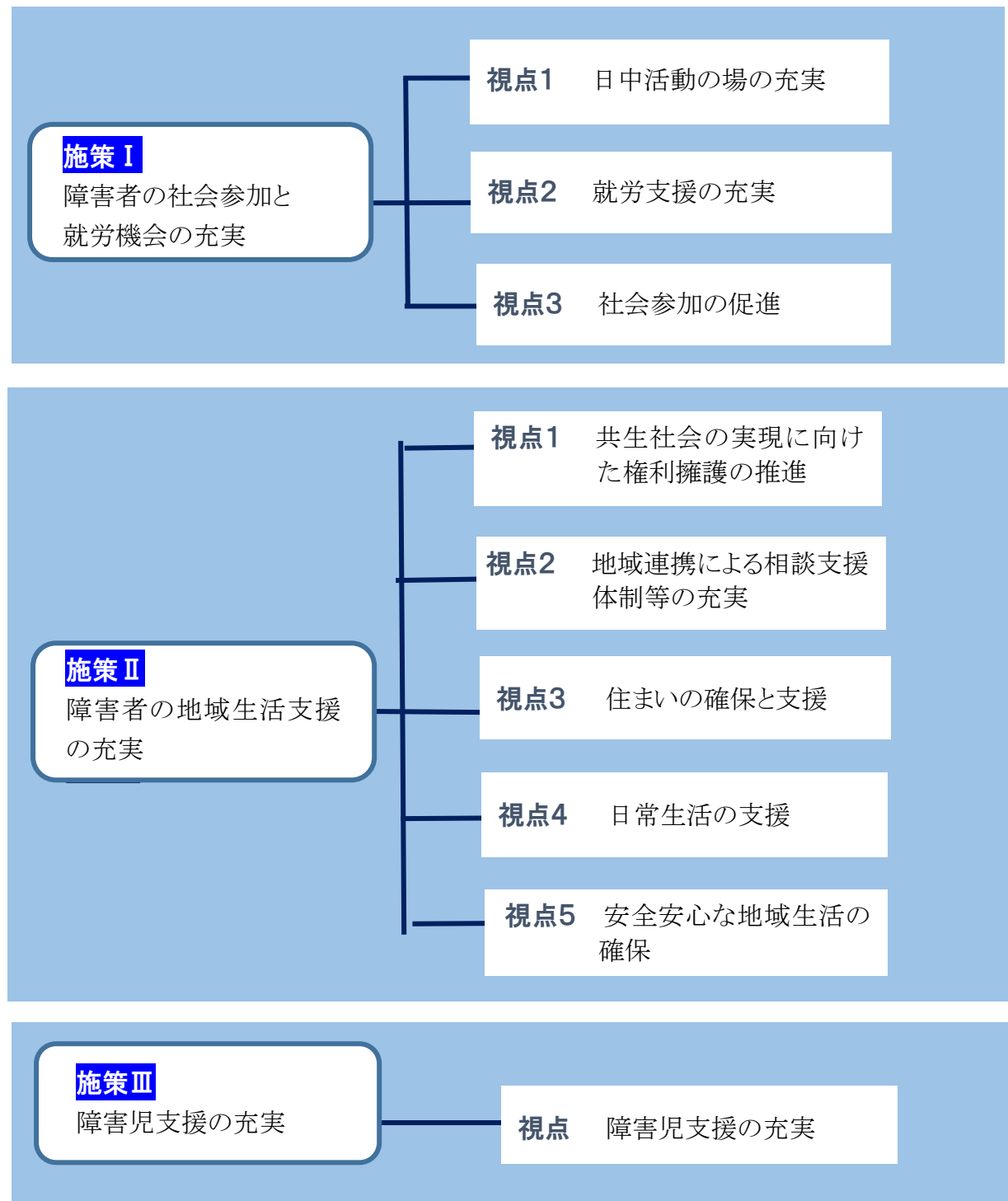
(円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービスの介護給付費・訓練等給付費	5,134,543,688	5,316,555,261	5,511,202,427	5,774,349,524	5,937,795,132
障害児通所支援給付費	761,218,449	873,239,822	925,879,815	960,896,990	1,064,027,700

第3章 障害福祉施策の体系

1 障害福祉施策の体系

障害福祉施策全体の体系は、「杉並区保健福祉計画」に包含されている「杉並区障害者計画」のとおりです。この体系については変更がありません。



第4章 計画の成果目標と活動指標

「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」では、「杉並区障害者計画」との整合性を図りながら、令和5年度までの成果目標とその達成に向けた活動指標（障害福祉サービス等の見込量）を次のとおり設定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月の実績は、軒並み見込みを下回っており、この影響は、令和3年3月においても一定程度続くことが予想されます。ただし、この影響がいつまで、どの程度継続するかを見通すことが困難なため、令和3年度から令和5年度までの目標値及び見込量については、原則として新型コロナウイルス感染症の影響を見込んでいません。

■ 成果目標 ➡ 15 ページ

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、国の基本指針に即して成果目標を設定します。この成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■ 活動指標 ➡ 23 ページ

国の基本指針に即し、成果目標を達成するために必要な指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み等を設定します。

<見込量を設定する障害福祉サービス等>

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス等
- (4) 相談支援
- (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組
- (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組
- (8) 障害児通所支援、障害児相談支援等
- (9) 発達障害者等に対する支援

■ 地域生活支援事業 ➡ 37 ページ

国の基本指針に即し、成果目標を達成するために必要な地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み等を設定します。

1 成果目標

令和3年度から令和5年度までの成果目標（必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）は、国の基本指針に即して、次のとおりとします。

（1）就労支援の充実

第6期の成果目標

- 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度の61人から78人（令和元年度の1.28倍）にします。
- 令和5年度就労移行支援事業から一般就労への移行者数を、令和元年度の53人から69人（令和元年度の1.30倍）にします。
- 令和5年度就労継続支援事業から一般就労への移行者数は、一般就労が困難である方に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等を勘案し、A型事業については令和元年度の1人から2人（令和元年度の2倍）、B型事業については令和元年度の5人から6人（令和元年度の1.20倍）にします。
- 障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち就労定着支援事業を利用する方の割合を60%にします。さらに、就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の75%にします。

【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
福祉施設から一般就労への移行者数 <small>(うち区内福祉施設から一般就労への移行者数)</small>	人	48 (24)	53 (27)	60 (30)	61 (23)	61 (26)	61 (27)
就労移行支援事業利用者数	人	192	202	212	243	233	235
利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	%	20	30	50	67	71	67
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	%	—	80	80	—	81	81

※ 就労者数は、福祉施設（区外施設を含む。）からの就職者数

- 平成30年度の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正による法定雇用率の引き上げ、精神障害者が雇用率換算の対象になったこと等により、企業における障害者雇用が進んだこと等が影響し、実績が目標値を上回っています。ただし、令和元年度においては、目標値は達成しているものの、前年度と同数であり、退職者とそ

の補充で増減なしとなっていると考えられます。

- 障害者への調査で、就労の継続に一番必要なことは「企業側の障害（疾病）理解」と答えた割合が高く（48.8%）、環境調整等の重要性を周知していく必要があります。

【令和5年度末までに達成すべき目標】

事項	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数 (うち区内福祉施設から一般就労への移行者数)	人	65 (29)	71 (32)	78 (35)
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	人	58	64	69
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	人	2	2	2
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	人	5	5	6
移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数	人	19	29	43
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	%	75	75	75

※ 就労定着率とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいいます。

- 就労移行支援事業所及びその利用者は一貫して増加傾向にあるため、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.30倍の数を設定しています。一方、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者は、比較的重度の障害をお持ちの方が多く、直接就労する方の数は多くはないと考えられるため、ほぼ横ばいの数を設定しています。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、雇用支援ネットワーク会議や働きかたサポート部会など、サービス種別を超えたネットワークを活用しながら、就労移行へのステップアップの仕組みの確立を目指します。
- 一般就労への移行者数の内訳としては、区外福祉施設を利用している精神障害や発達障害の方の割合が多いため、区内福祉施設から一般就労への移行者数の割合は、令和元年度実績で43%となっています。令和5年度の目標値は、35人（移行者のうちの45%）と設定しています。
- 平成30年度に制度化された就労定着支援事業の周知度は確実に向上しており、今後も利用率が上がるが見込まれます。一方で、区市町村障害者就労支援事業（杉並区障害者雇用支援事業団）の利用が適する方もあることから、令和5年度の

利用者数の目標値は、43 人（一般就労への移行者数の 60%）と設定しています。就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合に関する目標は 75%とし、引き続き、定着支援事業のネットワーク作りや各ケースの蓄積等により支援力の向上を目指します。

- 杉並区障害者雇用支援事業団を中心に福祉施設、ハローワーク、障害者相談支援事業所など地域の障害者就労関係機関とのネットワークを強化するとともに、就労を希望する障害者の能力や障害特性に応じたきめ細やかな就労支援及び職場定着支援を更に進めることで、職場定着率の向上を図ります。
- 就労等を希望する生徒が「適切な働く場」を選択できるよう、特別支援学校や就労移行支援事業所等と連携して就労に向けたアセスメント※の更なる充実に努めます。

※アセスメント

働くことを希望する障害者が適切な「働く場」を選択するために必要な、その障害者の就労面や生活面に関する強みや弱みを把握すること。

(2) 地域連携による相談支援体制等の充実

第6期の成果目標

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。
- 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、継続的に運用状況を検証・検討します。
- 地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末の施設入所者数 273 人のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を 27 人（令和元年度末の施設入所者の 9.9%）とします。
- 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の 273 人から 27 人削減して 246 人（令和元年度末入所者の 9.9%削減）にします。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域生活支援拠点の整備	—	検討	検討	設置	検討	検討	設置
地域移行者数	人	8	10	13	4	6	9
累計	人	8	18	31	4	10	19
施設入所者数	人	287	279	268	280	273	264
うち都外施設入所者数	人	127	121	113	121	114	107
構成比	%	44.3	43.4	42.2	43.2	41.8	40.5

※ 施設入所者数は、各年度末の人数

- 障害者の高齢化や障害の重度化、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる仕組みや地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制の整備（地域における複数の機関が分担して支援拠点の機能を担ういわゆる面的整備）について、令和2年度中の設置に向けて、地域自立支援協議会等において検討し、整備を進めています。
- 入所施設からの地域移行者数の実績は、いずれの年度も見込量を下回っています。

これは、施設入所者の多くが長期間入居しており、施設が住まいになっていること、施設入所者も家族も高齢化してきており、環境を変えることについての準備や理解に時間が掛かることが大きな要因になっています。

- 施設入所者が地域移行するためには、グループホーム等の居住の場や地域の支援者の確保等、多くの社会資源が必要となりますが、多様な障害特性に対応できる社会資源が不足しているため、地域移行が進まない状況があります。また、地域移行支援のサービスを提供できる一般相談支援事業所など、必要なサービスの提供体制の充実を図る必要があります。
- 施設入所者数は、令和2年度末には見込量を下回る見込みです。これは、地域移行者に加え、入所者が加齢により高齢者施設へ移ったり、死亡したりしたためと考えられます。都外施設入所者については、人数・構成比ともに令和元年度に比べ減少傾向にあります。

【令和5年度末までに達成すべき目標】

事項	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	—	確保	確保	確保
地域生活支援拠点等の確保	—	確保	確保	確保
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	—	検証・検討	検証・検討	検証・検討
地域移行者数	人	6	6	6
累 計	人	6	12	18
施設入所者数	人	258	252	246
うち都外施設入所者数	人	103	98	93
構成比	%	40.0	39.0	38.0
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	—	検討	検討	構築

- 地域の相談支援の中核となるよう基幹相談支援センターの機能拡充を図るとともに、障害者に係る相談支援体制を再構築します。基幹相談支援センターでは、相談支援事業所に対して計画的に研修を実施し、相談の質の向上を図ります。困難事例については、後方支援を実施していきます。また、地域自立支援協議会の運営や活動を通して、障害分野の相談機関だけでなく、地域の相談機関との連携を強化していきます。

- 地域移行に係る成果目標は、国の基本指針により令和元年度末時点の施設入所者を基準として設定しています。よって、令和2年度から令和5年度までに施設から地域での生活に移行することができる人数の目標値として、令和2年度地域移行者数の実績見込み人数である9人に、令和5年度までの3か年の累計18人を加えた27人としています。

なお、その設定に当たっては、現在入所している利用者のうち、地域移行型入所施設「すだちの里すぎなみ」に入所している利用者を中心に、他施設においては比較的障害の程度が軽く、また、区内の社会資源の状況により地域移行が可能であると思われる方を想定しています。
- 施設入所者数については、平成24年度から令和元年度までの7年間に29人減少していますが、地域で生活する障害者及び介護者の高齢化や障害の重度化に伴い、今後は、入所を希望される方も一定程度増加することが見込まれます。
- 地域生活への移行を希望される方も在宅で生活されてきた方も、障害の程度に応じて、地域で自立した生活が送れるよう、地域の支援者の確保や育成も含め、在宅サービスやグループホームの充実等を図ります。また、地域において障害理解が進むよう啓発活動を継続します。
- 地域移行を進めるに当たっては、ご本人が自分にあった生活を選択・決定できるよう、ご本人・ご家族の意向なども踏まえ丁寧に相談を進めます。また、必要な支援が提供できるよう地域移行支援サービスの提供体制の確保等、関係機関との連携体制を整備します。
- 障害福祉サービス等に係る各種研修への区職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の結果を事業所等と共有すること等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施するに当たり、関係自治体との必要な連携等を行うことができる体制を構築します。

(3) 障害児支援の充実【障害児福祉計画】

第2期の成果目標

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を3か所以上にします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の充実を図ります。
- 「区立こども発達センター」と地域の関係機関との連携により保育所等訪問支援等を引き続き実施し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
児童発達支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
保育所等訪問支援体制の構築	か所	1	1	1以上	2	2	2
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	か所	2	2	2	3	3	3
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	か所	2以上	2以上	2以上	2	2	2
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

- 区では、平成9年に「区立こども発達センター」を開設し、平成25年からは児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、中重度の知的障害児及び肢体不自由児の療育、相談支援事業や保育所等訪問支援事業を実施しています。また、保護者や関係者、児童発達支援事業所などを対象に支援講座を実施しています。
- 現在、児童発達支援事業利用者の約半数は幼稚園や保育所に所属しています。所属園において障害児がより良い集団生活が送れるよう、「区立こども発達センター」と民間事業者による保育所等訪問支援事業を実施しています。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所として「区立重症心身障害児通所施設わかば」を平成27年10月から委託により運営しています。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児等を対象とする放課後等デイサービス事業所を平成30年度に2か所設置し、運営助成を行っています。

- 医療的ケア児支援のための協議の場については、平成 28 年度に立ち上げた医療職連絡会を発展させた医療的ケア児を支援する支援者連絡会がその役割を担っています。

【令和 5 年度末までに達成すべき目標】

事項	単位	目標値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援センター	か所	1	1	1
保育所等訪問支援体制の構築	か所	2 以上	2 以上	2 以上
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	か所	3 以上	3 以上	3 以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	か所	3 以上	3 以上	3 以上
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	—	設置	設置	設置
医療的ケア児支援のための協議の場への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	検討	検討	配置

- 障害児指定園の拡大などに伴い、障害のある幼児が保育園に入園し、自宅に近い療育施設を利用することが多くなっています。「区立こども発達センター」は、地域における中核施設として、地域の関係機関との連携を図り、保育所等訪問支援や地域支援講座等を開催し、関係者の支援力向上にも取り組みます。
- 現在の体制では対応できない人工呼吸器を必要とする障害児の療育ニーズがあることから、平成 30 年 4 月に創設された居宅訪問型児童発達支援事業との連携を進めていきます。
- 区内には放課後等デイサービス事業所が 18 か所(令和 2 年 10 月 1 日現在)ありますが、主に医療的ケアが必要な重症心身障害児等を対象とする放課後等デイサービス事業所の整備が進みにくい状況にあることから、区独自の開設助成により事業所を 3 か所以上にするとともに、専門性や質の向上を図ります。
- これまで、医療的ケア児を支援する支援者連絡会に置き換えていた医療的ケア児支援のための協議の場については、委員構成を見直し、充実を図ります。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの参画を検討するなど、より有益な協議の場となるよう取り組みます。

2 活動指標

令和3年度から令和5年度までの活動指標（成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み等）は、現在の利用実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、次のとおりとします。

（1）訪問系サービス

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
居宅介護 (身体介護)	269人	277人	285人	273人	266人	274人
	4,030時間	4,175時間	4,296時間	4,033時間	3,795時間	3,917時間
居宅介護 (家事援助)	191人	205人	220人	170人	161人	168人
	1,242時間	1,472時間	1,580時間	1,032時間	955時間	998時間
重度訪問介護	36人	38人	41人	35人	35人	36人
	11,952時間	12,925時間	13,945時間	12,060時間	10,578時間	11,727時間
行動援護	10人	11人	13人	10人	17人	16人
	380時間	443時間	546時間	433時間	688時間	584時間
同行援護	133人	133人	133人	150人	128人	144人
	2,660時間	2,926時間	3,325時間	3,417時間	2,498時間	3,157時間
重度障害者等 包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

- 訪問系サービスについては、障害支援区分にかかわらず、障害者の個々の状況に応じた支給決定を行っているため、年度ごとに増減が生じています。
- 居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護は、利用人数、利用時間数とも、平成30年度末に比べ大きな変化が見られません。居宅介護（家事援助）については、身体介護と合わせて短時間で支給することが多く、配食や配送サービスなどの代替サービスもあるため、実績が見込量を下回りました。
- 外出する際に適切な支援を受けたいと希望する行動障害のある方が増えており、移動支援からの移行も含め、行動援護の利用者が増える傾向にあります。行動援護や同行援護の利用時間については、地域生活における外出支援であるため、利用者の体調等により増減が生じます。

- 重度障害者等包括支援は、区内にサービス提供事業所がないこともあり利用実績はありませんでした。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (身体介護)	279 人	284 人	289 人
	4,051 時間	4,186 時間	4,320 時間
居宅介護 (家事援助)	185 人	185 人	185 人
	1,194 時間	1,194 時間	1,194 時間
重度訪問介護	37 人	38 人	40 人
	12,331 時間	12,935 時間	13,539 時間
行動援護	17 人	17 人	17 人
	688 時間	688 時間	688 時間
同行援護	160 人	170 人	180 人
	3,645 時間	3,872 時間	4,100 時間
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間

- 居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の利用実績は、年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。
- 居宅介護（家事援助）の実績は、利用の大きな伸びは見込めないことから令和3年度から令和5年度までの各年度における見込量は同数（過去5年間の実績の平均の数値）としました。
- 第5期で、行動援護の利用実績は、見込量を上回る利用実績がありました。このため、行動援護の利用は過去5年間で一番実績の高い数値を令和3年度から令和5年度までの見込量としました。
- 同行援護は、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば利用実績増加が傾向にあるため、この傾向を踏まえた見込量としました。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービス(短期入所を除く。)

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
生活介護	702人	742人	742人	708人	708人	716人
	15,737人日分	16,645人日分	16,645人日分	13,670人日分	14,263人日分	13,890人日分
自立訓練 (機能訓練)	5人	5人	5人	7人	3人	4人
	69人日分	69人日分	69人日分	141人日分	46人日分	73人日分
自立訓練 (生活訓練)	23人	25人	28人	19人	26人	36人
	376人日分	408人日分	459人日分	357人日分	463人日分	614人日分
就労移行支援	108人	116人	124人	107人	99人	100人
	1,797人日分	1,930人日分	2,062人日分	1,923人日分	1,860人日分	1,861人日分
就労継続支援 A型	31人	31人	31人	36人	39人	40人
	586人日分	586人日分	586人日分	717人日分	744人日分	775人日分
就労継続支援 B型	853人	888人	903人	885人	871人	881人
	12,623人日分	13,141人日分	13,363人日分	12,622人日分	13,009人日分	13,054人日分
就労定着支援	24人	26人	30人	36人	50人	50人
	46人日分	50人日分	58人日分	62人日分	80人日分	80人日分
療養介護	43人	43人	43人	47人	49人	48人

- 在宅生活をしている方については、ご本人の希望はもとより、心身の状況から通所が可能であると思われる方に、地域や人とのつながりづくり、生活の質の向上の観点から日中活動サービスの利用を勧めています。
- 生活介護の利用実績は、見込量を下回っていますが、今後の特別支援学校の卒業生や中途障害者の利用が見込まれることから、利用実績は増加する見込みです。なお、生活介護の一月当たりの利用平均日数は約20日となっており、利用者は、比較的安定して通所できているものと考えています。
- 自立訓練(生活訓練)は、令和2年度に区内に新しい事業所が開設されたことか

ら令和2年度は利用実績が増える見込みです。

- 区内の就労継続支援A型事業所の令和元年度の新規利用者6名のうち5名は継続して就労できており、比較的定着率は高くなっています。また、就労継続支援B型については、利用者の高齢化が進んでおり、身体的機能の低下や障害の重度化が見られ、生活介護サービスへの移行や入所などにより実績値が見込量を下回っています。
- 就労等に関する相談を継続的に行うことができる就労定着支援のサービスを希望する利用者のニーズは高く、利用実績が増えています。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	730 人	736 人	742 人
	14,710 人日分	14,830 人日分	14,951 人日分
自立訓練 (機能訓練)	5 人	5 人	5 人
	79 人日分	79 人日分	79 人日分
自立訓練 (生活訓練)	36 人	36 人	36 人
	614 人日分	614 人日分	614 人日分
就労移行支援	102 人	104 人	107 人
	1,882 人日分	1,903 人日分	1,923 人日分
就労継続支援A型	40 人	40 人	40 人
	775 人日分	775 人日分	775 人日分
就労継続支援B型	890 人	899 人	907 人
	13,078 人日分	13,102 人日分	13,125 人日分
就労定着支援	50 人	64 人	86 人
	80 人日分	103 人日分	138 人日分
療養介護	49 人	49 人	49 人

- 生活介護の見込量は、令和元年度及び令和2年度に開設した重度知的障害者施設（下高井戸）と重度身体障害者通所施設（上井草）の利用が段階的に進むことを想定した人数としました。

- 自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間があり、利用対象者がいる程度限定されることから、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込量は同数（過去5年間の実績の平均の数値）としました。自立訓練（生活訓練）も標準利用期間があり、当面、新規事業所の開設の予定がないため、令和3年度から令和5年度までは、令和2年度の利用見込量と同数としました。
- 就労移行支援の利用実績は年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。就労継続支援A型は増加傾向にある一方で事業所が限られていることから、令和3年度から令和5年度までは過去5年間の実績から一番多い数値を見込量にしました。就労継続支援B型は第5期の3か年で26人の利用者が増加する見込みです。そのため、今後も同様の利用希望があると想定し、令和5年度の見込量を算出しました。
- 平成30年4月に創設された就労定着支援は、今後とも利用の増加が見込まれますが、一定の期間（最長3年間）の利用であることを勘案し、見込量を算出しました。

② 短期入所

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
短期入所 (福祉型)	206人	210人	214人	154人	121人	145人
	824人日分	840人日分	856人日分	556人日分	421人日分	490人日分
短期入所 (医療型)	21人	22人	23人	17人	15人	16人
	84人日分	88人日分	92人日分	69人日分	67人日分	67人日分

- 障害者への調査で、知的・重複障害者は短期入所の利用意向が高くなっています。（知的障害者で現に利用している人が22.0%であるのに対し、利用したい人の割合は38.5%、重複障害者で現に利用している人が33.3%であるのに対し、利用したい人は51.5%）
- 一方で、利用したいときに利用できないなど、利用者のニーズと合致しないために利用に結び付かないケースがあります。また、短期入所の長期間の利用に制限ができたこともあり、共同生活援助（グループホーム）に移行するケースもありました。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	148人	151人	154人
	530人日分	570人日分	610人日分
短期入所 (医療型)	16人	17人	17人
	67人日分	68人日分	69人日分

- 短期入所の利用実績は、年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。
- 短期入所は、介護者の休息やグループホーム・アパートなどでのひとり暮らしの生活のイメージを作るための体験の場ともなるため、相談支援事業所などを通じて、利用を促していきます。

(3) 居住系サービス等

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
自立生活援助	38人	40人	43人	3人	2人	4人
共同生活援助 (グループホーム)	367人	382人	400人	365人	408人	407人
施設入所支援	287人	279人	268人	280人	273人	264人

※グループホーム利用者数には、区外施設の利用者を含んでいる。

- 平成30年4月に創設された自立生活援助は、区内の事業所が1か所であり、近隣区にも事業所が少ない状況です。このサービスになじむ利用者像がまだ定着していないこともあり、利用が進んでいません。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数の実績は、見込量を上回る見込みです。障害者への調査で、知的・重複障害者は共同生活援助（グループホーム）の利用意向が高くなっています（知的障害者で現に利用している人が10.7%であるのに対し、利用したい人の割合は32.7%、重複障害者で現に利用している人が18.2%であるのに対し、利用したい人は33.3%）。

- 施設入所支援の利用者数は、見込量と同程度の利用実績がありますが、今後、地域移行や加齢による高齢者施設への移行により減少傾向になると考えられます。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	5人	5人	6人
共同生活援助 (グループホーム)	426人	445人	465人
施設入所支援	258人	252人	246人
地域生活支援拠点等	設置1所 検証及び検討1回	設置1所 検証及び検討1回	設置1所 検証及び検討1回

- 自立生活援助の見込量は、入所施設、精神科病院や通過型グループホームなどから地域生活へ移行すると思われる方の人数としました。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、第5期の3か年で58人の増加となる見込みです。民間事業者によるグループホームの設置も進んでいることから、今後も一定の入居希望者が見込まれます。そのため、第6期においても利用者が同程度伸びると想定されることから、3か年で58人増となるよう見込量を設定しました。
- 施設入所支援及び地域生活支援拠点等は、前節で定めた成果目標を達成するための数値を見込量としました。

（4）相談支援

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
計画相談支援	446人	446人	446人	590人	642人	631人
地域移行支援	7人	8人	9人	3人	4人	4人
地域定着支援	1人	2人	3人	3人	7人	7人

- 平成27年4月から障害福祉サービスを利用するに当たっては、事前にサービス等利用計画の作成が必要となり、サービス等利用計画の作成率は、平成30年度末までに100%となりました。

- 区独自事業の地域移行プレ相談事業※の対象者は増加しており、地域移行につなぐ準備が整った方の数は増えていますが、地域移行支援を行う一般相談支援事業所が増えないことから、地域移行につなげない状況があります。その結果、地域移行プレ相談事業の支援により退院する方もいることから、地域移行支援の実績としては見込量を下回る状況となっています。

※地域移行プレ相談事業

精神科病院に長期入院している方に対して、ピアサポーターや地域の支援者が外出や買物などを共に行いながら意欲を引き出し、退院の動機付けを行う事業のこと。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	642人	642人	642人
地域移行支援	5人	5人	6人
地域定着支援	4人	5人	5人

- 計画相談支援の利用が定着してきていることから、計画相談支援の利用は横ばいを見込んでいます。平成30年度からモニタリングの標準期間が見直されたことに伴い、今後は、利用者やサービス事業者等と相談支援専門員の信頼関係が一層醸成されることが見込まれます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	51人	51人	51人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

※ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 51 人の内訳は、各回について、保健 6 人、医療(精神科) 3 人、福祉 6 人、当事者 1 人及び事務 1 人

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援	5人	5人	6人
精神障害者の地域定着支援	4人	5人	5人
精神障害者の共同生活援助	71人	74人	78人
精神障害者の自立生活援助	5人	5人	6人

○ 精神科病院に長期入院している方が安心して退院でき、地域で生活する精神障害の方が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、地域自立支援協議会の専門部会である地域移行促進部会において、引き続き検討を進めます。また、隔年で設定した目標について、毎年度、その進捗を評価します。

○ 精神障害者の地域移行については、令和元年度からの保健所と連携した退院支援の取組により、支援対象者が増えています。この取組の継続により、今後も地域移行支援の利用者の増加が見込まれます。

地域定着支援と平成 30 年 4 月から創設された自立生活援助は、想定する対象者がほぼ同じであり、地域移行の対象者が増えても、その方の状況によってどちらかのサービスを選択することになるため、どちらのサービスについても、ほぼ横ばいで推移するものと見込みました。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	96件	120件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	8回	8回

- 基幹相談支援センターの機能拡充を図るとともに、緊急時のコーディネーター業務、精神科病院や入所施設からの地域移行の更なる促進など、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制を再構築します。
- 地域の相談支援事業者に対する訪問、同行、支援会議などによる専門的な指導・助言や、相談支援専門員スキルアップ研修などの人材育成の支援、自立支援協議会を活用した地域の相談機関との連携強化など、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	66人	71人	76人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	0回	1回

- 障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、東京都などが実施する研修への区の職員の積極的な参加を図ります。また、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析してその結果を事業所等と共有することにより、請求の過誤の防止を図ります。

(8) 障害児通所支援、障害児相談支援等

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月 (見込み)
児童発達支援	1,267 人	1,343 人	1,383 人	1,031 人	1,014 人	943 人
	4,401 人日分	4,665 人日分	4,805 人日分	4,260 人日分	4,093 人日分	3,727 人日分
医療型児童発達支援	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人
	14 人日分	14 人日分	14 人日分	0 人日分	13 日分	13 人日分
放課後等デイサービス	432 人	411 人	390 人	434 人	384 人	380 人
	4,488 人日分	4,039 人日分	3,837 人日分	3,989 人日分	3,744 人日分	3,784 人日分

事項	見込量			実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	平成 31 年度 各月平均	令和 2 年度 各月平均	令和 3 年度 各月平均 (見込み)
保育所等訪問支援	251 人	398 人	498 人	22 人	29 人	26 人
	251 人日分	398 人日分	498 人日分	25 人日分	37 人日分	31 人日分
居宅訪問型児童発達支援	4 人	4 人	4 人	2 人	2 人	4 人
	20 人日分	20 人日分	20 人日分	9 人日分	4 人日分	20 人日分
障害児相談支援	134 人	146 人	148 人	184 人	206 人	208 人

- 平成 24 年 4 月の児童福祉法改正により、障害児通所支援の実施主体は東京都から杉並区になりました。また、平成 30 年 4 月の法改正により、通所が困難な障害児の居宅を訪問し療育を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されました。

平成 9 年に開設した「区立こども発達センター」は、心身の発達に遅れや心配がある子どもとその保護者を対象に支援してきました。平成 25 年 4 月からは児童発達支援センターとして、中重度の知的障害児及び肢体不自由児の療育、相談支援事業、保育所等訪問支援事業、保護者や関係者・支援者を対象とした支援講座を実施しています。また、平成 30 年 5 月、6 月に、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が 2 か所開設されました。

- 児童発達支援の実績は、第 5 期の計画期間中は減少傾向が見られ、見込量を下回りました。これは乳幼児の相談件数が横ばい傾向にあること、また、発達障害の認知度の高まりとともに、相談を勧められるケースも増えているため、児童発達支援

を利用するまでには、保護者の心情に沿いつつ相談を重ねていく必要が多くなることから、利用に至るまでには時間を要する傾向が増加しているためです。

- 医療型児童発達支援は区内に事業所がないこともあり、利用実績は1人にとどまっています。
- 放課後等デイサービスの実績は、第5期の計画期間中は減少傾向が見られました。今後は、子育て支援施策や教育施策との連携を一層推進するとともに、近隣施設との連携を促進することなどを検討し、障害児の個々の状況に応じたより適切な利用ができるような体制を整えていきます。
- 療育を必要とする児童を受け入れる保育所等の体制整備が進み、障害の重い児童が保育所に入園することが多くなっています。そのため、集団生活が円滑に送れるよう、平成24年度に創設された保育所等訪問支援を希望する保護者が増えています。この事業には複数の民間事業者の参入を見込んでいましたが、参入に至らず、現在は区立こども発達センター及び民間事業所1か所のみで実施しているため、実績は見込量を下回っています。提供体制の充実を図るため、区は、今後とも、民間事業者に対する働き掛けを行っていきます。
- 平成27年4月から障害児通所支援を利用するに当たっては、事前に障害児支援利用計画の作成が必要となり、障害児支援利用計画の作成率は、平成27年度末までに100%となりました。
- 障害児相談支援を必要とする未就学の児童であって、障害者手帳を持たない児童は、就学後に障害福祉サービス等を利用することがないため、主に区の相談事業所が障害児支援利用計画を作成してきました。しかしながら、発達障害児については適切な助言のできる民間の障害児相談支援事業所が設置されてきたことから、順次移行を進めています。
また、身体障害者手帳及び愛の手帳を所持している障害児にあつては、就学前から障害福祉サービス等の利用が必要であったり、就学後に利用を開始したりすることもあるため、長期間にわたって相談支援が可能な民間の相談支援事業所において障害児支援利用計画を作成しています。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,080人	1,130人	1,180人
	4,560人日分	4,860人日分	5,160人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人
	13人日分	13人日分	13人日分
放課後等デイサービス	453人	457人	461人
	4,141人日分	4,179人日分	4,216人日分
保育所等訪問支援	29人	32人	35人
	36人日分	42人日分	49人日分
居宅訪問型児童発達支援	4人	4人	4人
	20人日分	20人日分	20人日分
障害児相談支援	210人	212人	214人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

- 児童発達支援事業は、利用実績から相談件数の伸びとそれに対する利用日数の比率を踏まえて見込量を設定しました。今後も、障害児の個々の状況に応じたより適切な利用ができるように、相談体制を整えていきます。更に、子育て支援施策や教育施策との連携を一層推進するとともに、近隣施設との連携を促進することなどを検討し、地域での生活を支え子どもの成長・発達を育みます。
- 放課後等デイサービスは、令和3年度に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービスの事業所の開設を予定しているため、当該施設の定員（5人）及び利用日数を含めた数を見込量としました。
- 保育所等訪問支援事業は、幼稚園や保育園での障害児の受入れが進むことが想定されることから、利用実績の増加率を踏まえて見込量を設定しました。
- 平成30年4月に創設された居宅訪問型児童発達支援事業については、外出することが著しく困難な重症心身障害児などが対象となるため、現在、区で把握している高度な医療的ケアを必要とする在宅児童数を踏まえた数を見込量としました。

- 障害児相談支援は、障害児通所支援の利用者の数に合わせ見込量を設定しています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、これまで、医療的ケア児を支援する支援者連絡会に置き換えていた医療的ケア児支援のための協議の場の充実を図り、医療的ケア児等に関するコーディネーターの参画を検討します。

(9) 発達障害者等に対する支援

【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害者等に対する支援			
ピアサポートの活動への参加人数	96人	120人	144人
発達障害児等に対する支援			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	4人	4人	5人

- 発達障害児者等及びその家族等への支援として、同じ悩みを持つ保護者などが、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学んだり、仲間を作ることなどを目的としたペアレントプログラムを引き続き実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。なお、これまで育成してきた支援者を必要なところに派遣するなど、人材のコーディネートについても検討します。
- 発達障害児の子育ての経験のある方がその育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターについては、現在、3名の区民が東京都の研修を修了し、東京都ペアレントメンター事務局に登録されています。ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する区民への情報提供など、東京都との連携を図ります。

3 地域生活支援事業

【実績】

事項	単位	見込量			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月(見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業所	設置数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣	月間派遣回数	84回	86回	88回	90回	100回	95回
要約筆記者派遣	月間派遣回数	14回	15回	15回	9回	7回	10回
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	年間件数	26件	28件	30件	31件	21件	30件
自立生活支援用具	年間件数	110件	110件	110件	66件	67件	62件
在宅療養等支援用具	年間件数	115件	115件	115件	54件	91件	69件
情報・意思疎通支援用具	年間件数	105件	105件	105件	101件	171件	126件
排泄管理支援用具	年間件数	7,365件	7,365件	7,365件	6,557件	6,251件	6,269件
住宅改修費	年間件数	32件	33件	34件	27件	26件	26件
手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	160人	163人	165人	135人	133人	0人
移動支援事業	月間利用者数	794人	826人	859人	740人	599人	780人
	月間利用時間	13,483時間	13,753時間	14,028時間	13,660時間	9,725時間	13,599時間
地域活動支援センター	月間利用者数	125人	125人	125人	124人	129人	130人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
訪問入浴サービス	月間利用者数	110人	110人	110人	84人	81人	85人
	月間利用回数	260回	260回	260回	191回	194回	212回
日中一時支援（日帰りショートステイ）	月間利用者数	84人	84人	84人	48人	50人	63人
	月間利用日数	80日分	80日分	80日分	55日分	42日分	54日分
盲人ホームの運営	月間利用者数	10人	10人	10人	9人	9人	10人

【見込み】

事項	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業所	設置数	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣	月間派遣回数	95回	100回	100回
要約筆記者派遣	月間派遣回数	10回	12回	12回
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	年間件数	31件	32件	32件
自立生活支援用具	年間件数	62件	62件	62件
在宅療養等支援用具	年間件数	70件	70件	71件
情報・意思疎通支援用具	年間件数	131件	137件	142件
排泄管理支援用具	年間件数	6,269件	6,269件	6,269件
住宅改修費	年間件数	26件	26件	26件
手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	130人	135人	135人
移動支援事業	月間利用者数	849人	918人	987人
	月間利用時間	14,802時間	16,005時間	17,208時間
地域活動支援センター	月間利用者数	130人	130人	130人
	施設数	2か所	2か所	2か所
訪問入浴サービス	月間利用者数	90人	95人	100人
	月間利用回数	225回	237回	250回
日中一時支援（日帰りショートステイ）	月間利用者数	64人	65人	66人
	月間利用日数	54日分	54日分	54日分
盲人ホームの運営	月間利用者数	10人	10人	10人

○ 地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により区が実施する事業です。

○ 平成30年度から令和2年度までの実績（令和2年度は実績見込み）のうち、移

動支援事業、訪問入浴サービス及び日中一時支援事業(日帰りショートステイ)は、見込量を下回っています。これらの事業の利用希望はあるものの、ヘルパーの不足により利用に結び付かなかったことなどが要因と考えられます。区では現在、障害者の移動に関する事業の見直しなどに取り組んでおり、より効果的で安定的な事業運営を推進します。

- 令和3年度から令和5年度までの見込量は、障害福祉サービス等の社会資源の状況やこれまでの推移などを踏まえて設定しました。